

横手市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

改正 令和 5 年 3 月 16 日

改正 令和 3 年 8 月 12 日

策定 平成 30 年 9 月 14 日

横手市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

横手市においては、稲作を中心に畑作物との複合型経営が多くなっているが、平地と中山間地が混在しており、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みの推進と、それに向けた対策をより一層強化していくことが求められている。

特に、中山間地では、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

そのため、地域の特性、強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、横手市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり策定する。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する秋田県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する横手市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標設定等」のとおりとす。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積
現 状 (平成30年4月)	17,606.7ha	6.7ha
改正時の現状 (令和3年3月)	17,606.4ha	6.4ha
目 標 (令和6年3月)	17,606.4ha	0ha

【目標設定の考え方】

現状の遊休農地の解消、また、新たに発生する遊休農地を防止して、令和6年3月までに遊休農地「ゼロ」を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。また、その調査結果を踏まえ、農地の利用関係の調整を行い、調査結果については、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の実施時期にかかわらず日常的に実施する。

イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果により、農家の意向を踏まえて関係機関と連携して、農地中間管理機構への貸付に誘導していく。

ウ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	17,600ha	10,798ha	61.4%
3 年後 (令和 3 年 3 月)	17,600ha	12,320ha	70.0%
改正時の現状 (令和 3 年 3 月)	17,600ha	11,226ha	63.8%
目 標 (令和 6 年 3 月)	17,600ha	12,320ha	70.0%

【目標設定の考え方】

策定時点からこれまでの実績を踏まえて、令和 6 年 3 月までに集積率を 70%とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 地域ごとに人と農地の問題を解決するため、「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

イ 農家の意向を確認して関係機関と連携のうえ、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ウ 地域性に応じて、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地利用集積・集約化を促進する。

エ 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	認定新規就農者	農地所有適格法人
現 状 (平成 30 年 3 月)	35 経営体	53 経営体

改正時の現状 (令和 3 年 3 月)	46 経営体	64 経営体
目 標 (令和 6 年 3 月)	55 経営体	73 経営体

【目標設定の考え方】

策定時点からこれまでの実績を踏まえて、関係機関と協力して年間 3 名の認定新規就農者の確保に努める。また、新規参入法人経営体として年間 3 法人（農業法人）の設立を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地調査や相談等を実施する。

イ 新規就農者に対しては、市、農協等と協力し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

ウ 基盤整備事業、または農地中間管理機構関連農地整備事業等の実施を機に、その地区の担い手となる農業法人の設立に向けての指導体制を強化していく。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

横手市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、横手市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力